

ご旅行条件書（受注型企画旅行）

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

北海道知事 登録 旅行業 第2-590号
有限会社 北翔企画

1.受注型企画旅行契約

- (1) この旅行は、名鉄観光サービス株式会社（愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目14番19号、観光庁長官登録旅行業第55号。以下「当社」といいます。）がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が受けられることがある運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施するものであり、旅行に参加されるお客様は当社と受注型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 「国内旅行」には、本邦内ののみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- (3) 旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほか旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金等旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「企画書面」といいます。）出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）及び当社と旅行業者との間で締結された旅行契約の部によります。
- (4) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。当社は自ら旅行サービスを提供するものではありません。

2.旅行のお申込み及び契約の成立時期

- (1) 当社は、当社に旅行契約の申込みをしようとするお客様からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、「企画書面」を交付します。
 - (2) 「(1)の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料金」といいます。）の金額を示すことがあります。
 - (3) 当社がお客様に交付した企画の内容に際に契約を申し込みとするお客様は、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、当社が別に定める金額の申込金を添えてお申込みください。
 - (4) お客様との旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
 - (5) 当社は書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合旅行条約は、当該書面を交付したときに成立するものとします。
 - (6) 申込金は、旅行代金（その内訳として金額が明示された企画料金を含みます。）取消料、違約料の一部として取り扱います。
 - (7) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあつた場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。
- 契約責任者は、当社が定める目までに、構成者の名簿を当社にご提出いただけます。当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負う事が予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始前にあらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3.お申込み条件

- (1) お申込み時点で未成年の方は、親権者の方の同意書をご提出か親権者の方のご同行を条件とさせていただく場合があります。
- (2) 妊娠中の方、現在健康を損なっている方、身体に障害をお持ちの方、補助犬使用の方などで、特別な配慮（車いすの手配等）を必要とする場合は、旅行申込み時にその旨お申し出ください。当社は可能で合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申込みに基づき、当社がお客様のために請じた特別な措置に要する追加費用はお客様の負担とします。また、旅行内容や現地事情、運送・宿泊機関等の状況等により健康診断書の提出、同伴者・介助者のご同行を条件とさせていただかず、日程の一部変更や交換をお断りする場合があります。
- (3) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断又は加療が必要であると当社が判断した場合は、必要な処置をとることができます。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。
- (4) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無、復帰の場合は復帰の予定日時等の連絡が必要です。
- (5) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げると当社が判断する場合には、お申込みをお断りすることができます。
- (6) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (7) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることができます。
- (8) 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「疫疾感染症情報ホームページ」<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。
- (9) 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」（国）地域の渡航に関する情報が示されている場合があります。お申込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、外務省「外務省海外安全ホームページ」<http://www.anzen.mofa.go.jp/>でもご確認ください。旅行のお申込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更し又は解除することができます。外務省「海外危険情報」「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止することがあります。その場合は旅行代金を全額返金します。ただし、当社が安全に対し適切な措置がとれると判断して、旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめると、当社は所定の取消料を申し受けます。

4.契約書面及び確定書面（最終日程表）の交付

- (1) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお客様にお渡しします。なお、この条件書面及び企画書面、旅行代金の領収証、確定書面（最終日程表）は契約書面の一部になります。
- (2) 契約書面を交付した場合において、当社が旅行契約により手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面に記載するところによります。
- (3) 確定した旅行日程、航空機の便名及び宿泊ホテル名、集合場所及び時刻等が記載された確定書面（最終日程表）を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。（原則として旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7～10日前に当たる日より前にお渡しするよう努力いたしますが、旅行開始日が年末年始、ゴールデン・バケーション等の特定時期に当たるコースの一部では、旅行開始日の間際にお渡しすることができます。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします。）ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日までにお渡しします。また、お渡し期日前であつてもお問い合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。
- (4) 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面（最終日程表）に記載するところに特定されます。

5.旅行代金のお支払

旅行代金の額は、契約書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払ください。

6.渡航手続

- (1) 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証の取得はお客様の責任で行ってください。また、日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先の領事館、人國管理事務所にお問い合わせください。
- (2) 当社は、「旅行業約款 渡航手続代行契約の部」の規定に基づき、別途、「渡航手続代行契約」を締結して、所定の料金を申し受け、お客様より委託された渡航手続きの全部又は一部を代行することができます。

(3) 当社は、当社の責に帰すべき事由によらず旅券・査証の取得ができない又は関係国への出入国が許可されなかつたとしても、その責任を負ふものではありません。

7.旅行契約内容の変更

- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することができます。
- (2) 当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないとときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することができます。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

8.旅行代金の額の変更

当社は、旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金の変更は一切しません。

- (ア) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前に当たる日より前にお客様に通知します。
- (イ) 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額だけ旅行代金を額減します。
- (ウ) 第7項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備が不足したごとに（いわゆるオーバーフィッキング等）による変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (エ) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面等に記載したところにより旅行代金を変更します。

9.お客様の交代

- (1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に主要事項をご記入のうえ手数料（お1人様につき10,000円・税別）と共に当社にご提出していただきます。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承諾し、(1)の手数料を当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。

10.お客様の解除権（旅行開始前）

- (1) お客様は第2項の旅行契約後いつでも、次による取消料をお支払いただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、当社が運送・宿泊機関等が定める取消料、違約料などの他の運送・宿泊機関等との間の旅行のサービスに係る契約の解除に要する費用（以下、総称して「運送・宿泊機関取消料等」という。）の金額を、第2項の(1)の企画書面において記載事項を添付して明示した時は、旅行者が旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除した場合の取消料については、次による取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊機関等に對して既に支払い又はこれから支払わなければならぬ運送・宿泊機関取消料等の合計額以内の金額とします。なお、契約解除のお申出は、当社の営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。
- (ア) 国内旅行に係る取消料

a.次項以外

解除期間	取消料(おひとり)
イ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前(日帰り旅行にあっては11日前)に当たる日まで(当社が契約書面で企画料金の金額を明示した場合に限る)	企画料金に相当する額
ロ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日前(日帰り旅行にあっては10日前)に当たる日以降8日前に当たる日まで	旅行代金の20%
ハ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降前々日に当たる日まで	旅行代金の30%
二.旅行開始日の前日	旅行代金の40%
ホ.旅行開始当日(に掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%
ヘ.無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

b.貸切船舶を利用する旅行契約

当該船舶に係る取消料の規定によります。(契約書面に明記します。)

(イ) 海外旅行に係る取消料

- a.本邦出港時又は帰港時に航空機を利用する旅行契約並びに本邦外を出発地及び発着地とする旅行契約(次項に掲げる旅行契約を除く。)

解除期間	取消料(おひとり)
イ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって31日前に当たる日まで(当社が契約書面で企画料金の金額を明示した場合に限る)	企画料金に相当する額
ロ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日前に当たる日以降3日前に当たる日まで	旅行代金の20%
ハ.旅行開始日の前々日以降旅行開始日の前まで(ニに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%
二.無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%
b.貸切航空機を利用する旅行契約	
解除期間	取消料(おひとり)
イ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって91日前に当たる日まで(当社が契約書面で企画料金の金額を明示した場合に限る)	企画料金に相当する額
ロ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日前に当たる日以降31日前に当たる日まで	旅行代金の20%
ハ.旅行開始日の前々日以降旅行開始日の前まで(ニに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%
二.無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%
b.貸切航空機を利用する旅行契約	
解除期間	取消料(おひとり)
イ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって91日前に当たる日まで(当社が契約書面で企画料金の金額を明示した場合に限る)	企画料金に相当する額
ロ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日前に当たる日以降31日前に当たる日まで	旅行代金の20%

ハ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日前に当たる日以降21日前に当たる日まで	旅行代金の50%
二.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日前に当たる日以降4日前に当たる日まで	旅行代金の80%
ホ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日前に当たる日以降解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

c.本邦出港時又は帰港時に船舶を利用する旅行契約
当該船舶に係る取消料の規定によります。(契約書面に明記します。)

- (2) 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

(ア) 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第21項の表左欄に掲げるものの他の重要なものであるときには

(イ) 第8項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

(ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。

(エ) 当社がお客様に対し、第4項に定める期日までに確定書面（最終日程表）を交付しなかったとき。

(オ) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

- (3) 当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（又は申込金）から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。

(4) 旅行契約成立後に、お客様のご都合で出発日を変更された場合は、取り消し後に再予約を行うこととなり、(1)の取消料の対象となります。

11.お客様の解除権（旅行開始後）

- (1) 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除又は一時離脱をした場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。

- (2) お客様の責に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったりときは、お客様は不可能になった旅行サービスに係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、違約料その他の支払いで支払われなければならない費用に係る金額を差し引いたものを、お客様に払い戻します。

12.当社の解除権（旅行開始前）

- (1) お客様が第10項に定める期日までに旅行代金のお支払がないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日翌日は旅行契約を解除します。この場合は第10項に定める取消料と同額の違約料をお支払いただきます。

- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。

(ア) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないとき。

(イ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げると恐れがあると当社が認めるとき。

(ウ) お客様が契約内容に係る合理的な範囲を超える負担を求めるとき。

(エ) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

(オ) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のよう、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、又はそのそれが極めて大きいとき。

(カ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるそれが極めて大きいとき。

- (3) 当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（又は申込金）から違約料を差し引いて払い戻します。(2)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻します。

13.当社の解除権（旅行開始後）

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。

(ア) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

(イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げると恐れがあるとき。

(ウ) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

(エ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

- (2) 解除の効果及び払戻し

(ア) (1)により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。

(イ) 当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の名目のによる費用を差し引いて払い戻します。

- (2) (1)の規定は第18項又は第22項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使するものではありません。

14.旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第8項、第10項及び第11項(2)、第12項及び第13項の規定により、お客様に對し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあつては解除の翌日から起算して7日前以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日前以内にお客様に對し当該金額を払い戻します。

- (2) (1)の規定は第18項又は第22項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使するものではありません。

15.契約解除後の帰路手配

- (1) 当社は、第13項(1)(ア)又は(エ)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様が当該旅行の出発地、解散地等に戻るための必要な旅行サービスの手配を引受けます。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担とします。

